

令和6年度PMH先行実施に係るQ&A

12/26 自治体向け説明会を踏まえた質問のうち、主に医療費助成に関して多かったものを取り急ぎ抽出したQ&Aとさせていただきます。

その他を含め、いただいたご質問には追って全て回答させていただきます。

目次

【公募関係】	4
（公募時点）	4
問1 令和6年度先行実施の具体的なスケジュール如何。追ってお知らせするとされていた予防接種・母子保健についての公募スケジュールはどうなるのか。	4
問2 手上げる自治体が400団体を超えた場合はどうなるのか。	4
（採択後）	4
問3 採択後のスケジュール如何。	4
問4 自治体で対応が必要となる「番号事務化対応（独自利用条例の整備）」や「PIA評価」はいつまでに完了している必要があるのか。	5
【自治体システム改修に係る費用負担関係】	5
（費用負担の範囲等）	5
問5 自治体システム改修費に係る基準額を超えた場合は自治体負担となるのか。	5
問6 令和5年度先行実施に参加している自治体システムベンダーを教えてください。	6
問7 令和7年度中に運用開始予定のシステムについて、令和6年度先行実施においてPMH対応の改修を行うことは可能か。	6
問8 自治体システムで対応が必要な「既存ネットワークの設定変更」に係る費用についても全額国が負担するのか。ベンダーとの調整も国が行うのか。	6
（自治体システム標準化との関係）	7
問9 自治体システム標準化の対象となっている事務（自立支援医療、未熟児養育医療、予防接種、母子保健）については、令和6年度先行実施に参加して現行システムを改修したとしても、改めて標準システムへの移行後の改修も必要となり二度手間ではないか。両方の改修費に対しても支援があるのか。	7
（令和7年度以降の支援内容）	7
問10 令和7年度以降、対象となる公費負担医療等の更なる拡大が見込まれているか。その場合、追加的に自治体システムの改修が必要となるのか。	7
問11 令和7年度以降も同様の支援スキームとなるのか。	8
【令和6年度先行実施の参加要件関係】	8

（システムを導入していない場合の対応）	8
問 12 受給者証の管理のためのシステムを導入していない場合には PMH に参加できないのか。	8
問 13 受給者証の管理のシステム化までまとめて行った場合、当該費用まで負担していただけるのか。	8
（システム改修ができない場合）	9
問 14 システムで受給者証の管理を行っているが、ベンダーの対応が困難等でシステム改修ができない 場合、PMH に手動で受給者情報を登録するといった対応で先行実施に参加することは可能か。	9
問 15 手動での登録で令和 6 年度先行実施に参加した場合、仮に令和 7 年度以降に自治体システム改修 に係る支援があった場合、対象外になるのか。	9
（番号事務関係）	9
問 16 PMH への参加にあたって、番号事務であることに加え、個人情報保護委員会に対し、独自利用事務 に係る情報連携の届出も必要か。	9
問 17 番号法改正により、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質 が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用が可能となるが、地方単独の医療費助 成は当該事務に該当しないのか。	10
（既存ネットワークの設定変更）	10
問 18 「既存ネットワークの設定変更」について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシー に関するガイドライン」との関係如何。PMH への接続は問題ないと考えてよいか。	10
（上限額管理票）	10
問 19 難病・小児慢性・自立支援医療に係る自己負担上限額管理票も PMH によりデジタル化されるのか。	10
【現物給付化との関係】	11
問 20 PMH に参加すれば、現在は償還払いの医療費助成が現物給付化されるのか。	11
問 21 現物給付をしている医療費助成のみが PMH の対象となるのか。	11
【受給者証発行関係】	11
問 22 PMH 先行実施の参加に当たり、受給者証を廃止しなければならないのか。受給者証と併用しても 差し支えないか。	11
問 23 紙の受給者証を併用するのであれば、自治体の業務負担はむしろ増えるのではないか。	11
【PMH の仕様関係】	12
（PMH への登録内容）	12
問 24 自治体システムから PMH に登録する具体的な項目如何。	12
（PMH の外部 IF 仕様の公開）	12
問 25 PMH に対応するための自治体システムの外部 IF 仕様は、いつ、どこで公開される予定か。	12
（医療費助成の制度変更時の対応）	13
問 26 地方単独医療費助成の制度が変更となった場合、自治体側・医療機関等側でどのようなシステム 改修が必要となるのか。	13

（保険証情報の取扱）	13
問 27 受給者証の券面記載事項に保険証情報（保険者、記号番号等）が記載されている場合、PMH 経由で、オンライン資格確認等システム上の健康保険証情報を取得し、自治体業務システムに連携することはできないのか。	13
問 28 仮に、券面記載事項の保険証情報が、マイナ保険証として登録されている情報と異なる場合はどうなるのか。エラーが出るのか。	13
問 29 PMH への日次連携は自治体システムからの自動連携、手動連携（CSV 等のファイルのアップロード）いずれの方法となるのか。	14
問 30 PMH への参加にあたり、健康保険証のような紐づけ誤りは発生しないか。	14
【PMH への登録時の本人同意の要否】	14
問 31 PMH に受給者証の情報を登録する際、本人同意は必要ないのか。	14
問 32 本人同意なく PMH に受給者証情報を登録することは、番号法、個人情報保護法上の問題はないのか。	14
【医療機関・薬局のシステム改修関係】	15
問 33 令和 6 年度に医療費助成に係る医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、令和 7 年度以降、PMH の対象となる医療費助成が追加された際には再度改修を行う必要があるのか。	15
問 34 医療費助成に加えて、予防接種・母子保健に参加する場合、医療機関等では、別途のシステム改修が必要となるのか。	15
問 35 令和 5 年度先行実施の参加医療機関・薬局の名称を公表してほしい。	15
問 36 自治体が PMH に対応した医療機関等を把握する方法如何。PMH に参加医療機関を把握する機能があるのか。	15
（医療機関向け補助金）	16
問 37 医療機関等向け補助金について、国からどのような周知が行われているのか。	16
問 38 厚生労働省の補助金の対象となる自治体は都道府県のみか。採択後に予算化しても間に合うか。	16
問 39 デジタル庁補助金と厚生労働省補助金は、いずれか一方のみ申請可能か。	16
【全国展開関係】	17
問 40 PMH について、いずれは全国すべての自治体で導入しなければならないのか。導入する必要があるのであれば何年くらいまでを目途に考えているのか。	17
問 41 令和 7 年度以降の PMH に係る運用保守費用について、自治体側で負担をすることが想定されるか。	17
問 42 今後、医療機関・薬局に対して、指定医療機関の要件の見直し等により PMH への参加を義務付ける予定はあるか。	17
問 43 まずは医療機関・薬局側での PMH 対応を広げなければ、自治体が参加するメリットは薄いのではないか。	18

【公募関係】

(公募時点)

問1 令和6年度先行実施の具体的なスケジュール如何。追ってお知らせするとされていた予防接種・母子保健についての公募スケジュールはどのようなのか。

(答)

(医療費助成)

- 2～3月をメドに初回の自治体公募を予定しております。申請期限については検討中ですが、4月以降とする予定です。
- 初回公募の状況を踏まえつつ、予算の範囲内で可能と判断した場合は、追加公募の実施も想定しています。その場合のスケジュールについては、初回公募の状況を踏まえてお示しさせていただきます。

(予防接種・母子保健課)

- 予防接種・母子保健に係る令和6年度 PMH 先行実施の自治体公募については、予防接種は厚生労働省が、母子保健はこども家庭庁が、それぞれ実施する予定です。
- 公募時期は、医療費助成とは異なり、4月以降を想定しており、具体的には内容が決まり次第、お示しさせていただきます。

問2 手上げる自治体が400団体を超えた場合はどうなるのか。

(答)

- 令和5年度補正予算を踏まえて、約400団体を想定していますが、実際の採択団体数については、手上げのあった団体数や提出された見積もり等を踏まえて判断いたします。
- そのため、予算の範囲内における採択数となる点にご留意いただけますと幸いです。

(採択後)

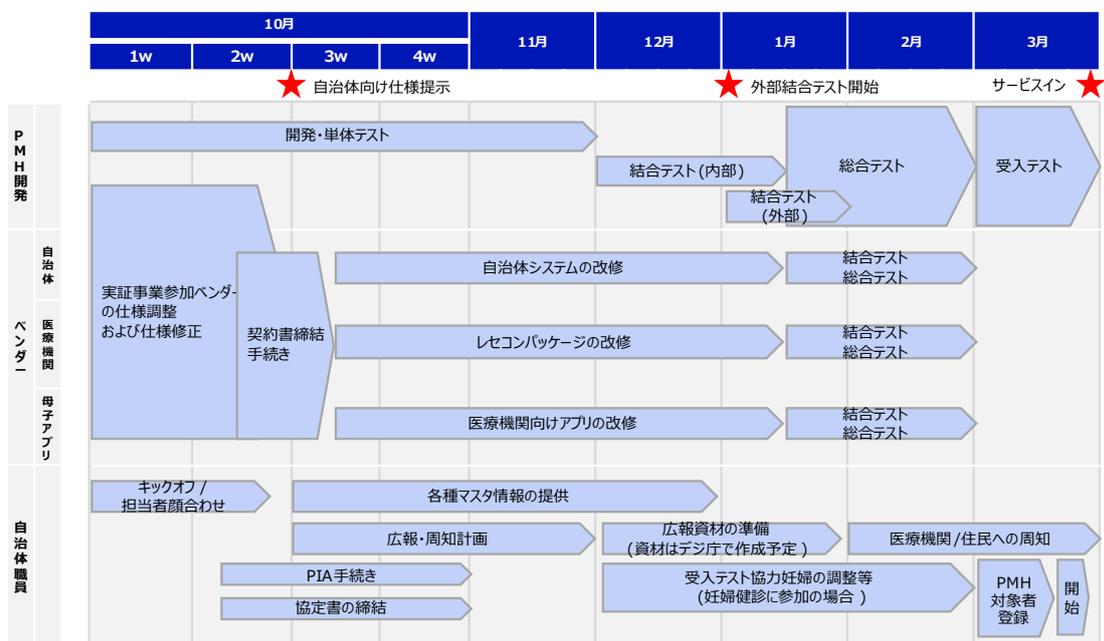
問3 採択後のスケジュール如何。

(答)

- 令和6年12月のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、事業を開始できるようシステム改修等の準備を進めることとなります。
- 令和5年度先行実施のスケジュール(下記添付)を踏まえると、採択から事業開始まで概ね半年弱の期間を想定していますが、条例制定が必要な場合など、個別に事情がある場合には柔軟に対応させていただきます。

- いずれの場合も、年度内には事業を開始していただく必要があります。

当面のスケジュール（令和5年度）



問4 自治体で対応が必要となる「番号事務化対応（独自利用条例の整備）」や「PIA評価」はいつまでに完了している必要があるのか。

(答)

- 公募時点で完了している必要はありません。
- 具体的には採択後にお示しさせていただきますが、現時点では、以下のとおり想定しています。
 - ・ 独自利用条例の整備対応：本番稼働までに条例改正を実施
 - ・ PIA評価：自治体システム改修のプログラミング開始前まで

【自治体システム改修に係る費用負担関係】

(費用負担の範囲等)

問5 自治体システム改修費に係る基準額を超えた場合は自治体負担となるのか。

(答)

- 自治体のシステム改修費の基準額については今後お示しする予定です。
- 提出いただいた見積もりが基準額を超える場合については、個別に調整させていただきますが、超えた分の費用を自治体に負担いただくことは想定し

ていません。

問6 令和5年度先行実施に参加している自治体システムベンダーを教えてください。

(答)

- 令和5年度先行実施に参加いただいている自治体システムベンダーは以下のとおりです。(事業者名の公表についてご了解いただいたベンダーに限り掲載させていただいております。)

事業者名	改修対象システム
株式会社両備システムズ	健康管理システム
クラウドピアソリューション株式会社	保健医療福祉システム
株式会社BSN アイネット	健康管理システム
富士通 Japan 株式会社	障害福祉システム
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	医療費助成システム

問7 令和7年度中に運用開始予定のシステムについて、令和6年度先行実施においてPMH対応の改修を行うことは可能か。

(答)

- 令和6年度先行実施では、同年度中の事業開始を前提に改修費用を国が負担することを想定しています。
- なお、令和7年度以降の取扱は未定です。

問8 自治体システムで対応が必要な「既存ネットワークの設定変更」に係る費用についても全額国が負担するのか。ベンダーとの調整も国が行うのか。

(答)

- 設定変更等になりますので、運用保守契約の範囲内でご対応いただくことが基本と考えております。
- 費用が発生する場合は、個別に調整させていただきますが、自治体に負担が生じるものではありません。
- なお、ネットワーク設定については、自治体ごとに状況やポリシーが異なりますので、具体的な調整やテスト実施等は各自治体の協力が不可欠です。

(自治体システム標準化との関係)

問9 自治体システム標準化の対象となっている事務(自立支援医療、未熟児養育医療、予防接種、母子保健)については、令和6年度先行実施に参加して現行システムを改修したとしても、改めて標準システムへの移行後の改修も必要となり二度手間ではないか。両方の改修費に対しても支援があるのか。

(答)

- 標準化対象事務に係る PMH 対応については、制度所管省庁において標準仕様書に盛り込む方向で検討されています。
- そのため、
 - ① 標準システムへの移行時に PMH に対応したシステムが構築される
 - ② 標準システムへの移行時には PMH に対応していない場合には、その後のアップデートにより PMH への対応がなされていくのいずれかの対応になるものと認識しています。
- このため、令和6年度先行実施に参加いただく場合で、同年度中に標準システムへの移行が予定されていない場合には、現行システムを改修していただく形になり、その費用は全額国が負担します。
- 令和7年度以降の取扱は未定です。
- 標準化対象事務については、以上を踏まえつつ、令和6年度先行実施への参加についてご判断いただけますと幸いです。

(令和7年度以降の支援内容)

問10 令和7年度以降、対象となる公費負担医療等の更なる拡大が見込まれているか。その場合、追加的に自治体システムの改修が必要となるのか。

(答)

- 現在、制度所管省庁において、法律にその実施根拠がある公費負担医療等の全てについて、特段の事情があるものを除き、PMH への参加(資格確認のオンライン化)について検討が進められており、対象の更なる拡大が見込まれています。
- 令和6年度先行実施も含め、複数の公費負担医療について異なる業務システムで資格情報を管理されている場合は、当該業務システムごとに改修が必要となります。
- なお、PMH のフォーマットに受給者に係るデータの整理を行う改修は制度ごとに必要となりますが、システムによっては、PMH への情報連携を行うための改修は再度実施する必要がない場合も考えられます。
そのため、仮に、同一システムで管理されている複数の制度について段階

的に対応する場合、2回目以降の改修コストは初回よりも軽減される可能性も考えられます。

問 11 令和7年度以降も同様の支援スキームとなるのか。

(答)

- 自治体システム改修について、令和5年度・令和6年度の先行実施事業は、国民の皆様にもオンライン資格確認によるメリットを早期に実感いただけるよう、デジタル庁において自治体システム改修の費用を全額負担しているものです。
- 令和7年度以降の取扱は未定です。令和6年度の取組は、先行的に取り組んでいただく点を踏まえた対応となっておりますので、令和7年度以降については、同様の支援内容にはならない可能性があります。
- 医療機関等向けの補助金についても同様に、令和7年度以降の取扱は未定です。

【令和6年度先行実施の参加要件関係】

(システムを導入していない場合の対応)

問 12 受給者証の管理のためのシステムを導入していない場合には PMH に参加できないのか。

(答)

- 受給者証の管理をシステムで行っていない場合でも、PMH への参加は可能です。
- その場合、連携用のファイル (CSV) を Excel 等で作成していただき、PMH の画面経由で、日次で手動にてアップロード連携していただく運用となりますが、具体的な内容は、自治体システムベンダー向け説明会 (令和6年1月19日) の資料等をご参照ください。

問 13 受給者証の管理のシステム化までまとめて行った場合、当該費用まで負担していただけるのか。

(答)

- システム構築自体の費用を負担することは困難です。
- 先行実施については、デジタル庁と自治体システムベンダーが直接先行実施事業 (システム改修含む) の委託契約を締結する形となりますので、システム構築自体とは切り分けて、そのような契約が可能かどうか、個別にご相談下さい。

(システム改修ができない場合)

問 14 システムで受給者証の管理を行っているが、ベンダーの対応が困難等でシステム改修ができない場合、PMHに手動で受給者情報を登録するといった対応で先行実施に参加することは可能か。

(答)

- 自動連携による実施が推奨されますが、ご質問のような場合は、手動による連携も可能です。
- PMHに必要なデータが出力可能であることが必要となりますので、以下のいずれかの方法によりPMHに情報連携いただく形になります。
 - ① PMHのフォーマットへのデータを整理するところまで自治体システムで実施の上、手動でPMHにアップロード(データ整理のためのシステム改修のみであれば実施可能な場合)
 - ② 自治体システムからCSVでデータを出力し、それを手動でPMHのフォーマットに整理の上、手動でPMHにアップロード(CSVでの出力が可能であればシステム改修は不要)
- また、ネットワークについても、USB等の媒体連携、共有フォルダ等を使った連携などが考えられます。
- いずれも、具体的な内容は、自治体システムベンダー向け説明会(令和6年1月19日)の資料等をご参照ください。

問 15 手動での登録で令和6年度先行実施に参加した場合、仮に令和7年度以降に自治体システム改修に係る支援があった場合、対象外になるのか。

(答)

- 令和7年度以降の取扱は未定ですが、現在システムで受給者証の管理を行っている場合、全国展開に向けては自動連携を実現していただきたいと考えており、必要な対応を検討していきたいと考えています。

(番号事務関係)

問 16 PMHへの参加にあたって、番号事務であることに加え、個人情報保護員会に対し、独自利用事務に係る情報連携の届出も必要か。

(答)

- 不要です。PMHでは、他の行政機関と情報提供NWSを使って情報をやりとりすることはありません。

問 17 番号法改正により、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用が可能となるが、地方単独の医療費助成は当該事務に該当しないのか。

（答）

- 今般の法改正は、個別の法律の規定に基づかない事業についても番号法の別表事務に準ずる事務についてはマイナンバーの利用を可能とするためのものであり、準法定事務として規定する事務については、別表事務とその性質が同一であり、国の実施要領等を定めており全国的にある程度統一的な取扱いとなっている事業等が想定されています。
- 地方単独の医療費助成のような自治体独自の事業については、番号法第9条第2項の独自利用事務としてのマイナンバーの利用を想定されており、今般の法改正による準法定事務としてのマイナンバーの利用は、現時点では想定されていません。

（既存ネットワークの設定変更）

問 18 「既存ネットワークの設定変更」について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」との関係如何。PMH への接続は問題ないと考えてよいか。

（答）

- セキュリティポリシーガイドラインにおいて「国等の公的機関が構築したインターネット等に接続されたシステム等で十分に安全性が確保された外部接続先」の場合については、接続が可能とされています。
- 接続の可否については、各自治体がセキュリティポリシーガイドラインを参考に、情報セキュリティポリシー等を定めているため、外部接続先としてよいかなどの個別判断については、各自治体で判断して頂くこととなりますが、外部接続先として必要な PMH のセキュリティ対策等については、デジタル庁側で担保する想定です。
- なお、現在、同ガイドラインの「国等の公的機関が構築したシステム等」の例示として、PMH を記載するかについて総務省と協議中です。

（上限額管理票）

問 19 難病・小児慢性・自立支援医療に係る自己負担上限額管理票も PMH によりデジタル化されるのか。

（答）

- 自己負担上限月額管理票のデジタル化は、令和6年度の PMH 先行実施に

- においては対象となっております。厚生労働省において別途調査研究を進めているところであり、進捗等については、追って情報提供する予定です。
- 引き続き、関係省庁とともに実現方策を検討してまいります。

【現物給付化との関係】

問 20 PMH に参加すれば、現在は償還払いの医療費助成が現物給付化されるのか。

(答)

- PMH への参加により現物給付化がなされるものではありません。PMH は、マイナンバーカードを受給者証として利用可能とするものです。
- なお、各自治体において、現物給付化の取組を行うためにシステム改修がなされる場合、当該改修の費用を本取組により賄うことはできません。

問 21 現物給付をしている医療費助成のみが PMH の対象となるのか。

(答)

- 令和6年度先行実施においては、受給者証を発行している事務が対象です。そのため、現物給付だけではなく、自動償還も対象となります。
- その他、償還払いで受給者証提示を求めているケースなどがあれば、個別にご相談させて下さい。
- なお、今後の在り方は、引き続き検討してまいります。

【受給者証発行関係】

問 22 PMH 先行実施の参加に当たり、受給者証を廃止しなければならないのか。受給者証と併用しても差し支えないか。

(答)

- 先行実施事業においては、受給者証の廃止までは想定しておらず、また、廃止を求めるものではありません。受給者証との併用を想定しています。

問 23 紙の受給者証を併用するのであれば、自治体の業務負担はむしろ増えるのではないか。

(答)

- 今般の改修内容は、既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）を PMH 連携用データとして指定の宛先に出力する等の改修であり、システム上、日次で自動的に連携されるように改修いただきますので、自治体にお

いて PMH 上の情報管理を行うにあたり、大きな負担は生じないものと考えています。

【PMH の仕様関係】

(PMH への登録内容)

問 24 自治体システムから PMH に登録する具体的な項目如何。

(答)

- 大まかに分けると以下の情報となり、具体的には、添付の医療費助成に関連する情報を登録いただくこととなります。
 - ・ 対象者個人に係る情報
 - ・ 受給者証情報のうち、レセコンへ転記している情報項目
 - ・ 受給者証の券面情報をすべて登録するために用いる項目
- 受給者証の券面記載事項については、全て PMH に登録いただき、医療機関等に連携することを想定しています。
- 詳細は、自治体システムベンダー向け説明会（令和 6 年 1 月 19 日）の資料もご参照ください。

医療費助成情報	
マイナンバー	有効期間
基本5情報 ※1	指定医療機関情報
公費負担者番号	その他証情報 ※2
受給者番号	不開示フラグ ※3
自己負担上限額	受給者証券面情報 ※4

※1 基本5情報のうち「性別」
自立支援医療等の性別を管理しないことが定められている制度については一律「0:不明」で連携いただく。

※2 その他証情報
その他の証情報として「区分」等の項目が含まれる。
医療費助成情報には「公費負担者番号」等の医療機関システムでの自動取り込み対象とする項目群のほか、※4で示す受給者証の券面情報全てを示す項目群がある。
(項目の詳細は P.12-13に記載)

※3 不開示フラグ
DV等の特別支援事由により、情報開示をしない対象者への措置要否を判別するために利用する。

※4 受給者証券面情報
受給者証の券面に記載された内容すべてを券面の記載通りに示す情報項目群。

(PMH の外部 IF 仕様の公開)

問 25 PMH に対応するための自治体システムの外部 IF 仕様は、いつ、どこで公開される予定か。

(答)

- 自治体システムベンダー向け説明会（令和6年1月19日）において、現時点で可能な範囲でお示しさせていただきます。
- 説明会資料は、デジタル庁 HP にも掲載いたします。
- また、最終的な仕様についても、確定次第、デジタル庁 HP を中心に、自治体システムベンダーの皆様が把握しやすいようご意見を伺いつつ周知していきたいと考えています。

(医療費助成の制度変更時の対応)

問 26 地方単独医療費助成の制度が変更となった場合、自治体側・医療機関等側でどのようなシステム改修が必要となるのか。

(答)

- すでに PMH 連携が開始されている医療費制度の変更があった場合は、PMH へ連携するファイル作成の項目調整は必要となりますが、制度変更に伴うシステム改修と一体的に実施されるものと想定しています。
- なお、医療機関等側では、現在でも、レセプトコンピューターにおいて医療費助成に係る計算に用いる制度マスタを備えているものと認識しており、従前と同様に医療費助成の制度変更に伴う対応を行っていただくことになる（PMH 導入に伴う特別な改修は基本的にない）ものと考えています。

(保険証情報の取扱)

問 27 受給者証の券面記載事項に保険証情報（保険者、記号番号等）が記載されている場合、PMH 経由で、オンライン資格確認等システム上の健康保険証情報を取得し、自治体業務システムに連携することはできないのか。

(答)

- PMH にはオンライン資格確認等システムに健康保険証情報を照会する（取得する）機能はありません。
- 券面情報として「保険者」「記号番号」等がある場合には、業務システムで管理されている当該情報を PMH に登録することになります（必要な情報の把握方法は従前のとおりです）。

問 28 仮に、券面記載事項の保険証情報が、マイナ保険証として登録されている情報と異なる場合はどうなるのか。エラーが出るのか。

(答)

- オンライン資格確認の実施に当たっては、保険者からの保険証情報のみ医療機関に提供されます。

- レセプトコンピューターの自動計算に当たっても受給者証の券面に記載がある保険証情報は使用されていないものと認識しており、システム上のエラー等が表示されるような仕様にはなっておりません。
- PMH 対応のためのレセコン改修に当たっては、レセコンの画面上で受給者証の券面情報について、従来と同等の確認ができるような形での対応をお願いしています。
- なお、保険証情報を含む受給者証の券面記載事項については、医療費助成の申請又は更新手続の段階で確認されたものが記載されているものと認識しています。

問 29 PMH への日次連携は自治体システムからの自動連携、手動連携（CSV 等のファイルのアップロード）いずれの方法となるのか。

（答）

- 自動連携を推奨しますが、受給者証の管理のためのシステムを導入していない場合などについては、PMH 画面から手動連携（CSV 等のファイルのアップロード）にも対応します。

問 30 PMH への参加にあたり、健康保険証のような紐づけ誤りは発生しないか。

（答）

- 一義的には自治体及び保険者において、適切な紐づけがなされていることを前提に、各業務システムで管理されている受給者情報を PMH に登録いただくこととなります。

【PMH への登録時の本人同意の要否】

問 31 PMH に受給者証の情報を登録する際、本人同意は必要ないのか。

（答）

- PMH への登録時に本人同意は不要です。
- なお、PMH から医療機関等に受給者情報が提供される際はオンライン資格端末上で本人同意がある場合のみとなります。

問 32 本人同意なく PMH に受給者証情報を登録することは、番号法、個人情報保護法上の問題はないのか。

（答）

- デジタル庁が、参加自治体から、PMH を利用した「情報連携業務に関する

委託」を受ける形となり、当該委託関係に基づき資格情報を提供いただきますので、番号法、個人情報保護法上も問題はありません。

【医療機関・薬局のシステム改修関係】

問 33 令和6年度に医療費助成に係る医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、令和7年度以降、PMHの対象となる医療費助成が追加された際には再度改修を行う必要があるのか。

(答)

- 必要ありません。医療機関等のシステム改修を行った場合、PMHの対象となる各医療費助成制度への対応が可能となるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度追加の都度、何度も改修する必要はありません。

問 34 医療費助成に加えて、予防接種・母子保健に参加する場合、医療機関等では、別途のシステム改修が必要となるのか。

(答)

- 予防接種・母子保健の先行実施については、基本的に医療機関にはタブレットを使用いただく予定であるため、今般ご紹介した補助金の対象とはなりません。
- タブレット費用は、令和5年度先行実施と同様に国が負担する予定です。
- なお、予防接種・母子保健に係る令和6年度PMH先行実施の自治体公募については、予防接種は厚生労働省が、母子保健はこども家庭庁が、それぞれ実施する予定であり、追って方針をお示しする予定です。

問 35 令和5年度先行実施の参加医療機関・薬局の名称を公表してほしい。

(答)

- 現在、システム改修等の事業開始に向けた準備作業中であり、問い合わせが殺到するなどの混乱を防ぐ観点から公表しておりません。
- 事業開始が近付いてきた段階での公表を予定しております。

問 36 自治体がPMHに対応した医療機関等を把握する方法如何。PMHに参加医療機関を把握する機能があるのか。

(答)

- 現時点で、自治体がPMHから参加医療機関等を確認する機能はありませんが、PMHに対応いただいた医療機関等の把握方法については、今後整理の

上お示しさせていただきます。

(医療機関向け補助金)

問 37 医療機関等向け補助金について、国からどのような周知が行われているのか。

(答)

- 医療機関等に対するデジタル庁補助金の内容については、昨年 11 月に、厚生労働省から日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に対して情報提供するとともに、各会員への周知を依頼しております。
- 1 月上旬には、診療報酬支払基金から医療機関等に対してデジタル庁の補助金に係るリーフレットが送付されています。リーフレットの内容については、同内容のものが厚生労働省 HP にも掲載されていますので、下記 URL を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001190717.pdf>
- また、本年 1 月 12 日に厚生労働省主催のオンラインセミナー（アーカイブ配信あり）等での広報を実施しています。
- なお、厚生労働省補助金の対象経費等の詳細は検討中となりますので、具体的な内容は今後お示しする予定です。

問 38 厚生労働省の補助金の対象となる自治体は都道府県のみか。採択後に予算化しても間に合うか。

(答)

- 厚生労働省補助金について、現在、具体的な要件は検討中ですが、難病、小児慢性又は自立支援医療に係る PMH 参加自治体に対する補助となりますので、都道府県に限らず、それぞれの医療費助成実施主体ごとに事業化していただくことを想定しています。
- また、令和 6 年度中に執行されるものであれば、採択後に、補助金の申請や予算措置していただく形で問題ありません。

問 39 デジタル庁補助金と厚生労働省補助金は、いずれか一方のみ申請可能か。

(答)

- 貴見のとおりです。厚生労働省補助金について、現在、具体的な要件は検討中となります。
- なお、厚生労働省の補助金については、医療機関等に対して自治体が行う補助事業に対して 10/10 補助を行うものですが、医療機関等にとっては

デジタル庁補助金よりも補助額が有利になります。なお、厚生労働省の補助金については、先行実施において難病、小児慢性、自立支援医療のいずれかに参加いただいた自治体が対象になりますので、先行実施への参加とあわせて是非ご検討下さい。

【全国展開関係】

問 40 PMH について、いずれは全国すべての自治体で導入しなければならないのか。導入する必要があるのであれば何年くらいまでを目途に考えているのか。

(答)

- 対象となる公費負担医療制度について、全ての自治体に参加する形の全国的な運用開始は、令和8年度以降を想定しています。
- 具体的には、制度的な対応も含め制度所管省庁において今後の在り方を検討中です。
- なお、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）においては、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとされています。

問 41 令和7年度以降の PMH に係る運用保守費用について、自治体側で負担をすることが想定されるか。

(答)

- 令和6年度先行実施においては、自治体の負担はありません。
- 令和7年度以降、全国展開に向けての PMH システムに係る運用保守費の負担の在り方については、運用主体の在り方も含め、関係省庁において検討中です。

問 42 今後、医療機関・薬局に対して、指定医療機関の要件の見直し等により PMH への参加を義務付ける予定はあるか。

(答)

- 令和6年度先行実施においては想定していません。
- 義務づけの有無については、各制度の考え方によるところであり、制度所管省庁において今後の在り方を検討中です。

問 43 まずは医療機関・薬局側での PMH 対応を広げなければ、自治体が参加するメリットは薄いのではないか。

(答)

- ご指摘のように、対応する医療機関等の拡大も並行して進めていく必要がありますが、全国展開に向けて、まずは自治体側でデータ提供が可能となる環境整備を進めていくことが重要であると考えています。

(以 上)